



発行 新潟県

第21号

平成31年3月15日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 250 管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)
- 251 管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)
- 252 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 253 家畜検査の実施(畜産課)
- 254 県営土地改良事業計画の決定(農地計画課)
- 255 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 256 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 257 平成30年度地籍調査事業計画の変更(農村環境課)
- 258 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 259 公共測量の終了通知(監理課)
- 260 公共測量の終了通知(監理課)
- 261 公共測量の終了通知(監理課)
- 262 新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱の一部改正(用地・土地利用課)
- 263 道路の区域変更(道路管理課)
- 264 道路の供用開始(道路管理課)
- 265 道路の区域変更(道路管理課)
- 266 道路の供用開始(道路管理課)
- 267 道路の区域変更(道路管理課)
- 268 道路の供用開始(道路管理課)
- 269 道路の区域変更(道路管理課)
- 270 道路の区域変更(道路管理課)
- 271 道路の供用開始(道路管理課)
- 272 道路の区域変更(道路管理課)
- 273 道路の供用開始(道路管理課)
- 274 道路の区域変更(道路管理課)
- 275 道路の供用開始(道路管理課)
- 276 海岸保全区域の変更(河川管理課)
- 277 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 278 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 279 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 280 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 281 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 282 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)
- 283 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

選挙管理委員会告示

- 19 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)
- 20 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告(選挙管理委員会)
- 21 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告(選挙管理委員会)
- 22 個人演説会等を開催することのできる施設の異動及び指定取消報告(選挙管理委員会)

正 誤

平成30年12月27日付け県報号外2新潟県病院局管理規程第9号中(病院局総務課)

告 示

◎新潟県告示第250号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター(理事長 上原 至雅)
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
 - (1) 講習会場の名称及び所在地
興和ビル
新潟県新潟市中央区新光町6-1
 - (2) 講習日程及び講習科目
第1日(9月30日) 公衆衛生(4時間)
衛生管理(2時間)
第2日(10月7日) 衛生管理(6時間)
第3日(10月8日) 衛生管理(6時間)
- 4 受講資格
平成31年8月9日までに、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料
1人 16,000円

◎新潟県告示第251号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター(理事長 上原 至雅)
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
 - (1) 講習会場の名称及び所在地
興和ビル
新潟県新潟市中央区新光町6-1
 - (2) 講習日程及び講習科目

第1日(9月30日) 公衆衛生(4時間)
衛生管理(2時間)

第2日(10月7日) 衛生管理(6時間)

第3日(10月8日) 衛生管理(6時間)

4 受講資格

平成31年8月9日までに、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事したものであること。

5 受講料

1人 16,000円

◎新潟県告示第252号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日	
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会			
代表者氏名	代表理事会長 今井 長 司			
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15			
登録の区分	品位等検査			
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば			
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成分検査業務受委託先
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号
新潟県	高野 正明	新潟県長岡市上徐町館団地1992-3	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K1513004
	高野 一夫	新潟県長岡市草生津2-5-27	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K1515045
	保坂 正義	新潟県柏崎市鯨波3-2-31	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1515047
	平山 利美	新潟県村上市七湊1949	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K1516018
	遠山 道昭	新潟県村上市宿田968番地	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K1517006
	五十嵐 健一	新潟県糸魚川市大字大和川6490	もみ、玄米、大豆、そば	K1519061
	加藤 貴俊	新潟県新潟市東区松和町13-13	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	K1524067
	大倉 拓磨	新潟県北蒲原郡聖籠町諏訪山355	もみ、玄米、大豆	K1525004
	小岡 辰也	新潟県佐渡市羽茂村山571	もみ、玄米、大豆、そば	K1525006
	山本 雄一郎	新潟県長岡市西野2528	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1525019
	土屋 祐貴	新潟県小千谷市大字桜野5013-9	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1525020
	三國 美奈子	新潟県長岡市石動町 338-10	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1526019
	佐久間 英二	新潟県新潟市北区木崎3番地	もみ、玄米、大豆、そば	K1527007
	山田 達朗	新潟県新潟市北区太田715	もみ、玄米、大豆、そば	K1527008
	山田 慎	新潟県佐渡市沢根竜町25	もみ、玄米、大豆	K1527020
	大塚 康生	新潟県長岡市岩野1808	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1528028
	河内 周平	新潟県長岡市新組町2136-3ブルームーンアヤマ103	もみ、玄米、大麦、大豆	K1529015
	磯部 豊和	新潟県村上市佐々木536-6	もみ、玄米、大麦、大豆	K1529029
	大石 則昭	新潟県長岡市宮園4-3-11	もみ、玄米、大豆	K1529035
	丸山 道子	新潟県長岡市寺泊弁才天963-1	もみ、玄米、大麦、大豆	K1529036
	小島 来	新潟県十日町市松代5526	もみ、玄米、大豆、そば	K1529038
	末武 正考	新潟県佐渡市沢根五十里401	もみ、玄米、大豆	K1529039
	古城 美季子	新潟県佐渡市長江1019	もみ、玄米、大豆	K1529040
	石塚 恵太	新潟県佐渡市徳和1855	もみ、玄米、大豆	K1529041
	窪田 和也	新潟県新潟市北区太田甲2050-1	もみ、玄米、大豆	K1530003
	伊藤 貴之	新潟県新潟市東区上木戸5-29-1 みどり社110号	もみ、玄米、大豆	K1530004
	佐藤 孝太郎	新潟県新潟市中央区東幸町1-16 ガーデンブリッジA-1	もみ、玄米、大豆	K1530005
	長田 大樹	新潟県南魚沼市八幡147	もみ、玄米	K1530006
	畠山 大輔	新潟県新潟市西蒲区高畑292	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	K1530007
	真田 悠理	新潟県新潟市西蒲区松野尾2502-2	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	K1530008
	新飯田 匡中	新潟県長岡市川崎1丁目2495-3	もみ、玄米	K1530009
	林 正樹	新潟県長岡市塚町1-7	もみ、玄米	K1530010
	渡邊 一正	新潟県十日町市伊勢平治711-1 みり園地406号室	もみ、玄米	K1530011
	高橋 健太郎	新潟県十日町市伊勢平治383	もみ、玄米	K1530012
	瀧川 聡子	新潟県柏崎市ゆりが丘13-12	もみ、玄米、大豆	K1530013
	金井 久代	新潟県上越市三和区窪215	もみ、玄米、大豆、そば	K1530014
	丸山 裕生	新潟県上越市中門前2-12-33	もみ、玄米、大豆、そば	K1530015
	猪股 真紀	新潟県新潟市西区大野町2895-7 アパカス大野202	もみ、玄米	K1530016

西村 賢太	新潟県新潟市天王324-2	もみ、玄米	K1530017
佐藤 雅俊	新潟県新潟市高山寺226	もみ、玄米、大豆	K1530018
中野 真美	新潟県新潟市福園547	もみ、玄米、大豆	K1530019
石田 綾	新潟県村上市牛屋787	もみ、玄米	K1530020
佐藤 由弥	新潟県新潟市富塚町2-1-7 サンライズアベニューB-201	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1530021
山口 智史	新潟県新潟市中央区白山浦2-179-1	もみ、玄米	K1530022
石津 達也	新潟県新潟市秋葉区金沢町2-4-10	もみ、玄米	K1530023
福本 優	新潟県新潟市西区小針台1-2-3	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆	K1530024
近藤 研太	新潟県阿賀野市下黒瀬1883	もみ、玄米、大豆	K1530025
村田 信哉	新潟県見附市本所1-13-40	もみ、玄米、大豆、そば	K1530026
佐藤 智嗣	新潟県三条市須戸新田591	もみ、玄米、大豆、そば	K1530027
米持 豊幸	新潟県長岡市青葉台3-10-18	もみ、玄米、大麦、大豆	K1530028
村山 秀樹	新潟県中魚沼郡津南町大字上郷宮野原4186	もみ、玄米	K1530029
富井 綾	新潟県十日町市上山巳2152-1	もみ、玄米	K1530030
武藤 有紀	新潟県糸魚川市大字蒲池268	もみ、玄米	K1530031
小野 岨	新潟県糸魚川市大字寺地2178	もみ、玄米	K1530032
田口 佳祐	新潟県佐渡市千種19-1 コーポ風花崎102	もみ、玄米	K1530033
柴坂 高志	新潟県佐渡市中原714-1 リバーサイド・インジカ1-201	もみ、玄米	K1530034
駒形 俊哉	新潟県佐渡市羽茂藩平1575-4	もみ、玄米、大豆、そば	K1530035
備考	略称『新潟県検査協会』平成31年3月15日 33名の新規登録、24名の検査を行う農産物の種類の追加。3名の住所変更。検査員合計724名。		

◎新潟県告示第253号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 実施の目的
牛のヨーネ病の発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - (2) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
 - (3) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
 - (4) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 4 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) スクリーニング法
 - (3) リアルタイムPCR法

- 1 実施の目的
牛のピロプラズマ病の発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 放牧牛
 - (2) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 4 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 血液検査
-

- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第1条の規定に基づく届出のあった死亡牛
 - 4 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間
 - 5 検査の方法
エライザ法
-

- 1 実施の目的
豚のオーエスキー病の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める豚
 - 4 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) ラテックス凝集反応法
-

- 1 実施の目的
鶏の家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏場で飼養されている9週齢以上の鶏のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める鶏
 - 4 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) 急速凝集反応法
-

- 1 実施の目的
蜜蜂の腐蝕病の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める蜂群
 - 4 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
-

5 検査の方法

- (1) 肉眼的検査
 - (2) 脱脂乳による試験
 - (3) 細菌学的検査
-

1 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）又は抗体陰性の牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成31年6月1日から平成31年11月30日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 中和試験
-

1 実施の目的

豚コレラの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) エライザ法
-

1 実施の目的

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める家きん

4 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) エライザ法
 - (3) 寒天ゲル内沈降反応法
 - (4) ウイルス分離検査
-

◎新潟県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営中江有田地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成31年3月18日から平成31年4月15日まで
- 3 縦覧に供する場所
上越市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第255号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
新発田	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	新発田市	平成31年2月28日

◎新潟県告示第256号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
六ヶ江	農業用排水施設整備(基幹水利施設ストックマネジメント)事業	燕市	平成31年2月6日

◎新潟県告示第257号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成30年度地籍調査事業計画(平成30年9月21日新潟県告示第1025号)を次のとおり変更する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

調査を行う	調査区域	調査期間

者の名称		
新潟市	新潟市の第03-26-1計画区・第09-16-1計画区及び第14-17-1計画区	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
新発田市	新発田市の第4計画区及び第5計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第29計画区・第30-1計画区及び第31-1計画区	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
十日町市	十日町市の市街第12計画区・市街第13計画区・市街第14計画区・市街第15計画区・市街第16計画区・市街第17計画区・市街第18計画区・市街第19計画区及び中里第1計画区	〃
見附市	見附市の第7計画区及び第8計画区	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
村上市	村上市の朝第34計画区・朝第35計画区及び神第34計画区	〃
燕市	燕市の第42計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第23計画区・第24計画区及び第25計画区	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
妙高市	妙高市の第1-1計画区	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
阿賀野市	阿賀野市の第37-1計画区・第37-2計画区・第38計画区・第39計画区及び第40計画区	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
佐渡市	佐渡市の第50計画区及び第51計画区	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
魚沼市	魚沼市の第53-1計画区・第57-1-1計画区・第53-2計画区・第57-1-2計画区・第37-1計画区・第57-2計画区・第54-1計画区・第56計画区・第37-2計画区・虫野、原虫野再調査計画区・第37-3計画区・第39-1計画区・第78-1計画区・第49計画区及び第17-1計画区	〃

湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第2-1計画区及び湯森林第2-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第9-1計画区・第9-2計画区及び第10計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第38計画区・第39計画区及び第40計画区	〃
田上町	田上町の第5計画区及び第6計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第6-2計画区・第7計画区・第8計画区及び第9計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第二計画区・第三計画区・第四計画区及び第五計画区	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
湯沢町	湯沢町の第105-2計画区・第107-1計画区・第107-2計画区・第107-2-1計画区及び第107-2-2計画区	〃
津南町	津南町の第1計画区・第2計画区及び第3計画区	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
刈羽村	刈羽村の第13-2計画区・第11-5計画区・第13-3計画区・第11-6計画区及び第14計画区	〃
関川村	関川村の第16計画区・第17計画区・第18計画区・第19計画区及び第20計画区	〃

◎新潟県告示第258号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成31年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 平成31年2月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
大栄興業株式会社
本多 里美
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区東金沢797-3
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第44589号
- 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成31年2月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成31年2月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ホシノ内装工事
星野 徹
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区袋津6-2-57
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第41969号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年2月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年2月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社早川組
早川 吉久
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市寺泊下曾根103
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第7185号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年2月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年2月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社遠山建築工業所
遠山 健
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区結74-子
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第12696号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年2月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年2月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
木歩士建築
木歩士 健一
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市西本成寺1-19-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第45606号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

6 処分の原因となった事実

平成31年 2月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成31年 2月 8日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社坂井電設

坂井 泰之

3 主たる営業所の所在地

北蒲原郡聖籠町大字二本松1987

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第13317号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年 2月 8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成31年 2月20日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

吉原電機

吉原 勝美

3 主たる営業所の所在地

燕市長辰7128

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第40072号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年 1月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成31年 1月28日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社グリーンゲート

関川 良平

3 主たる営業所の所在地

新発田市日渡112

4 許可番号 新潟県知事許可(般-26) 第44600号

5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成31年 1月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成31年 2月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

建築甚

目黒 光男

3 主たる営業所の所在地

魚沼市吉原61

-
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第7909号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年2月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年1月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社東世舗道
田中 秀則
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字上千原4389-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第41868号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年1月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年1月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
嵐建築
五十嵐 晃
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市須原3496
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第41156号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年1月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年2月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社三ツ輪建設工業
三ヶ月 耕一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区小新南2-5-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第23916号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年2月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年2月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社中村自動車商会
-

中村 弘樹

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区笹口2-7-17
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第22820号
- 5 処分の内容 管工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成31年2月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成31年2月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社トースス新潟
武者 義人
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区的場流通2-4-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第2046号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年2月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成31年2月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
北陸建設
栗山 康
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市住吉町1-6-7
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45189号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年12月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成31年2月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
坂西電気店
坂西 誠
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市田戸45-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第17973号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年1月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成31年2月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
A-craft
今野 幸哉
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区神谷内2927-23
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44771号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年1月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年1月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社サポート21
中村 徹
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市川崎町1359
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第44437号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年1月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年2月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
眞島建築
眞島 和人
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区月見町3-22
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44881号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年1月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年1月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社アサミ圧接
浅見 一成
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区曙町4-319-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第42570号
 - 5 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年1月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成31年1月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社マツダ工業
松田 勝司
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区寄附町4990-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第15190号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年1月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年1月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社晴和商事
外山 晴章
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市東保内2016-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43355号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年1月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年1月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社サニーソリッド
本間 久栄
 - 3 主たる営業所の所在地
刈羽郡刈羽村大字刈羽3762-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44658号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年1月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年1月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社小熊鉄工所
小熊 靖生
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市大字茨目1253
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44729号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成31年 1月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4号に該当する。

◎新潟県告示第259号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成31年 3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（水準測量図作成）
- 2 作業期間 平成30年 6月29日から平成31年 2月22日まで
- 3 作業地域 新潟市全域

◎新潟県告示第260号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成31年 3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成30年 9月28日から平成31年 1月31日まで
- 3 作業地域 新潟焼山周辺

◎新潟県告示第261号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、農林水産省北陸農政局信濃川左岸流域農業水利事業所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成31年 3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量等）
- 2 作業期間 平成30年 5月16日から平成31年 2月28日まで
- 3 作業地域 長岡市、小千谷市

◎新潟県告示第262号

新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱（昭和60年 3月新潟県告示第999号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第 6 号様式の 2 （第12条関係） 工期延長届 年 月 日 (略)	第 6 号様式の 2 （第12条関係） 工期延長届 平成 年 月 日 (略)

◎新潟県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から 2 週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年 3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 豊栄天王線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市砂山字未高入559番1から 同市砂山字未高入439番1まで	新	(A)9.2～16.4メートル	546.0メートル
新潟市北区新鼻字福島潟乙334番6から 新発田市砂山字未高入439番1まで		(B)13.8～22.0メートル	560.4メートル
新発田市砂山字未高入559番1から 同市砂山字未高入439番1まで	旧	9.2～16.4メートル	546.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 県道 豊栄天王線

2 供用開始の区間

新潟市北区新鼻字福島潟乙334番6から新発田市砂山字未高入439番1まで

3 供用開始の期日 平成31年3月15日

◎新潟県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 新関橋田村松線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市西四ツ屋字太夫田丙3番1から 同市町屋字ハタリハ甲470番1まで	新	11.4～24.2メートル	236.4メートル
	旧	7.7～24.2メートル	236.0メートル

◎新潟県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 県道 新関橋田村松線

2 供用開始の区間

五泉市西四ツ屋字太夫田丙3番1から同市町屋字ハタリハ甲470番1まで

3 供用開始の期日 平成31年 3月15日

◎新潟県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年 3月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 289号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
燕市東太田字東門三郎2843番3から 同市井土巻五丁目171番まで	新	(A)9.6～44.2メートル	3,600.0メートル
燕市小高字新田940番4から 同市井土巻五丁目171番まで		(B)11.0～67.2メートル	1,358.5メートル
燕市東太田字東門三郎2843番3から 同市井土巻五丁目171番まで	旧	(A)9.6～44.2メートル	3,600.0メートル
燕市南七丁目6377番2から 同市井土巻五丁目171番まで		(B)10.3～38.5メートル	600.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年 3月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 289号
- 2 供用開始の区間
燕市小高字新田940番4から同市井土巻五丁目171番まで
- 3 供用開始の期日 平成31年 3月16日

◎新潟県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年 3月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

三島郡出雲崎町大字大釜谷字深町1番1から	新	13.0～16.0メートル	19.5メートル
同郡同町大字大釜谷字深町1番1まで	旧	13.0～16.3メートル	19.5メートル

◎新潟県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市栖吉町字中ノ橋4875番1から	新	21.0～51.4メートル	56.1メートル
同市栖吉町字中ノ橋4875番1まで	旧	21.0～51.4メートル	56.1メートル

◎新潟県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
長岡市栖吉町字中ノ橋4875番1から同市栖吉町字中ノ橋4875番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月15日

◎新潟県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡中之島見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市十二瀨町字川前137番1から	新	13.9～17.6メートル	60.1メートル
同市大口字上川原5572番2まで			

	旧	13.9～16.6メートル	60.1メートル
--	---	---------------	----------

◎新潟県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 長岡中之島見附線
- 2 供用開始の区間
長岡市十二瀨町字川前137番1から同市大口字上川原5572番2まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月15日

◎新潟県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市杉野浦597番1から 同市杉野浦9番1まで	新	11.2～46.4メートル	137.0メートル
	旧	11.2～46.4メートル	138.0メートル

◎新潟県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市杉野浦597番1から同市杉野浦9番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月15日

◎新潟県告示第276号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域の指定（昭和33年5月31日新潟県告示第806号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 海岸名 能生海岸 木ノ浦・能生地区海岸
- 2 指定区域

地点1No. 0～1No. 5を順次に結んだ線、地点1No. 5'～1No. 0-1までを順次に結んだ線により囲まれる区域より鬼舞漁港区域の重複部分、鬼舞漁港区域起点を中心として半径800mの円内の海面で地点1No. 0～1No. 0-1までの間を通る円弧部分を引いた区域及び地点2No. 0～2No. 4、地点2No. 4-1～2No. 0-1までを順次に結んだ線により囲まれた区域

ただし、二級河川能生川の河川区域を除く。

3 指定年月日 平成31年3月15日

番号	地 点	標 杭	番 号	地 点		
				起 点	方向角	距離 (m)
0	糸魚川市大字木ノ浦字額の谷600番地3	1 No. 0	1 No. 0-1	1 No. 0	318-33	56.320
1	〃 大字能生字鱗716番地	1 No. 1	1 No. 1'	1 No. 1	294-03	50.000
2	〃 字鱗716番地	1 No. 2	1 No. 2'	1 No. 2	304-52	50.000
3	〃 字鱗717番地	1 No. 3	1 No. 3'	1 No. 3	325-03	50.000
4	〃 字鱗717番地	1 No. 4	1 No. 4'	1 No. 4	338-12	50.000
5	〃 字鱗720番地4	1 No. 5	1 No. 5'	1 No. 5	342-54	70.000
6	糸魚川市大字能生字屋敷7066-甲寅番地	2 No. 0	2 No. 0-1	2 No. 0	335-49	201.720
7	〃 字屋敷7066-18番地先	2 No. 1	2 No. 1-1	2 No. 1	335-07	211.280
8	〃 字屋敷7066-26番地先	2 No. 2	2 No. 2-1	2 No. 2	335-07	201.800
9	〃 字屋敷7066-26番地先	2 No. 2	2-B	2 No. 2	344-17	204.660
10	〃 字屋敷7067番地	2 No. 3	2-A	2 No. 3	319-16	209.370
11	〃 字屋敷7067番地	2 No. 3	2 No. 3-1	2 No. 3	335-07	201.390
12	〃 字屋敷7098-5番地	2 No. 4	2 No. 4-1	2 No. 4	335-00	203.050
指 定 延 長 1,320.00m						

◎新潟県告示第277号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年6月26日新潟県告示第824号）を次のとおり解除する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竜光(1)地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第278号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年6月26日新潟県告示第825号）の指定を解除する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

竜光(1)地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
---------	-------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第279号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竜光(1)地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第280号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竜光(1)地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第281号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成31年3月15日

新潟県新発田地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成31年3月5日

3 指定道路の位置等

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）
北蒲原郡聖籠町大字諏訪山字聖籠山923番2の内	6.00	45.99

◎新潟県告示第282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
五泉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 五泉都市計画下水道事業
 - (2) 名称 五泉市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和54年11月13日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
三条市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 三条都市計画下水道事業
 - (2) 名称 三条市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和55年3月4日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、病棟医療ガス設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年3月15日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
病棟医療ガス設備保守点検業務委託
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成32年3月31日（火）
 - (4) 納入場所
新潟県立十日町病院
 - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線114

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成31年3月22日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年3月25日(月)午前11時40分
新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、駐車場管理機器保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年3月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の件名

駐車場管理機器保守点検業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 駐車場管理機器について、自動料金精算システムの保守管理実績を有する者であること。

(7) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書の提出期限

平成31年3月22日（金）午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年3月28日（木）午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196

条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成31年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、手術支援システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成31年3月15日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

手術支援システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成31年4月17日（水）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年4月24日（水）午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Surgical operation support system [1]set

(2) Deadline for bid submission:

10:00A.M. April 24, 2019

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata hospital

*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成31年3月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
38,420
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
340,125
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,971
新潟市東区	38,720
新潟市中央区	49,766
新潟市江南区	19,241
新潟市秋葉区	21,703
新潟市南区	12,775
新潟市西区	44,075
新潟市西蒲区	16,404
長岡市三島郡	77,477
上越市	54,288
三条市	27,887
柏崎市刈羽郡	25,330
新発田市北蒲原郡	31,619
小千谷市	10,182
加茂市南蒲原郡	11,380
十日町市中魚沼郡	18,006
見附市	11,522
村上市岩船郡	19,256
燕市西蒲原郡	24,942
糸魚川市	12,401
妙高市	9,300
五泉市東蒲原郡	17,824
阿賀野市	12,153
佐渡市	16,079
魚沼市	10,441
南魚沼市南魚沼郡	18,176
胎内市	8,423

◎新潟県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる

施設について、十日町市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成31年3月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
十日町市市民交流センター	十日町市本町二丁目 226番地1	情報ラウンジ	83.00	平成31年3月1日
		和室	38.00	
		ルーム1	42.00	
		ルーム2	46.00	
		ルーム3	32.00	
十日町市市民活動センター	十日町市本町三丁目 6番地4	ギャラリー	88.00	平成31年3月1日
		プレイス1	39.00	
		プレイス2	27.00	

◎新潟県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、五泉市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成31年3月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
五泉市総合会館	五泉市旭町7番11号	第1会議室	56.00	平成31年3月1日
		第2会議室	54.00	
		第3会議室	55.00	
		第4会議室	57.00	
		第5会議室	51.00	
		第6会議室	61.00	

◎新潟県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成31年3月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
和納保育園	新潟市西蒲区和納 909番地 (旧新潟市西蒲区和 納2丁目9番35号)	遊戯室	171.87 (旧180.00)	平成31年3月1日

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
-------	--------	----	--------	---------

和納第二保育園	新潟市西蒲区和納 1966番地7	遊戯室	89.00	平成31年3月1日
中之口地区コミュニティ センター	新潟市西蒲区中之口 626番地	ホール	190.00	平成31年3月1日
		多目的室	169.60	
		会議室1	71.90	
		会議室2	41.80	
		会議室3	35.80	

正 誤

平成30年12月27日付け新潟県病院局管理規程第9号（新潟県病院局企業職員の宿日直手当に関する規程の一部を改正する規程）中

ページ	行	誤	正
8	6	新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程	新潟県病院局企業職員の宿日直手当に関する規程